

笠置町生涯活躍のまちづくり推進基本構想策定等事業 仕様書

1 趣 旨

この仕様書は、笠置町が委託する平成29年度「笠置町生涯活躍のまちづくり推進基本構想策定等事業」を円滑かつ効果的に実施するために必要な事項を定める。

2 事業の目的

笠置町は京都府最南端の相楽郡東部に位置し、総人口約1,400人の全国で2番目に少ない町であり、南北朝時代に、後醍醐天皇が吉野に逃れる際、一時身を隠した笠置山（笠置寺）は、最盛期には60を超える塔頭が建ち並び真言密教の聖地として、昭和30年代までは、多くの観光客が訪れていた。

現在、町の最大の課題である人口減少・高齢化と経済の弱体化を克服するため、歴史文化、自然の中の住環境、などの強みを活かしながら、自分らしく心豊かな暮らしを送ることができるまちをつくることを目指している。

そのためにも、歴史・文化・自然の魅力に共感し、地域課題の解決に貢献する意欲のあるアクティブシニアの移住を積極的に受け入れ、多様な主体との対話と交流を繰り返しながら、仕事やボランティアに関わり、活躍していただき、自らの自己実現と合わせて、町民とともに、地域課題の解決にかかわっていただきたく、その指針として、本基本構想を策定するものである。

2. 業務の内容

(1) 笠置町生涯活躍のまちづくり推進基本構想策定 400万

① 基礎調査

- ・ 構想検討に必要な統計等諸指標について、整理する。
- ・ アクティブシニアの移住・活動促進に係る生活施設等調査を実施する。
- ・ アクティブシニアの移住・活動促進に係る意向調査を実施する。
- ・ 笠置町での移住・活動促進に関心のある対象者を集め、「アクティブ・シニア・ボード」を設置する予定としているが、同ボードの運営を支援する。
- ・ 先進事例調査を実施する。
- ・ その他、必要な調査を実施する。

② 会議体の運営支援

- ・ 構想の検討に係る協議会（2回程度）の運営を支援する。
- ・ 議事次第の調整及び資料原稿の作成を支援、会議案内、出欠確認、謝金等の支払業務を行うとともに、会議に出席し、議事摘録を作成する。

(2) 高齢者よろず支援員による送迎サービス支援 100万円

- ・ 日帰り温泉を拠点に、高齢者の安否確認機能を兼ね備えて、商店、診療所駅を結ぶデマンド方式により移送サービスについて、2週間試行として実施し問題点等を明らかにする。

- なお、サービスは、「笠置方式」として、日用品の買い物代行、行政手続き補助、移動図書サービスなど、よろず生活サービスを提供する「高齢者よろず支援員」を町から2名以上起用して実施すること。

(3) その他、笠置町と受託者が協議の上、必要と認める事業
(予算の範囲内で実施する、提案者による事業等)

3. 成果物

- 笠置版 CCRC 推進基本構想 A4 判 白黒 50 頁程度 (一部 4 色) 300 部
- 高齢者よろず支援員送迎サービス報告書
- 各調査報告書 一式
- データ関係一式 CD-R 1 部

4 業務上の留意事項

- (1) 業務内容の詳細は、企画提案の内容を基本とし、笠置町と受託者が協議して決定する。
- (2) 業務の全てを第三者に委託し又は請け負わせることはできない。
- (3) 業務の進捗管理を徹底し、笠置町に対して随時報告を行い、指導、助言を受けながら円滑な業務の進行に努めること。
- (4) 業務に課題がある又は起こりうると予想される場合には、その要因を分析するとともに、笠置町と協議しながら改善に取り組むこと。
- (5) 本事業による成果は、町の財産として広く活用を図るとともに、本業務を通じて著作権や特許権等の知的財産権が発生した場合、その権利は笠置町に帰属するものとする。
- (6) 業務に係る書類は事業終了後5年間保存すること。なお、会計実地検査が行われる場合は協力すること。(内閣府地方創生推進交付金活用事業)
- (7) 公平性、透明性、客観性を期するため、提出された提案書を公表することができるものとする。
- (8) 委託料の支払いについては、資金繰りに配慮し、必要に応じて概算払いを行うことができるものとする。
- (9) 本業務仕様書に定めのない事項については、笠置町と協議するものとする。

以 上